

宇佐市議会だより

第 39 号

発行／宇佐市議会 発行年月日／平成 16 年 11 月 5 日



シリーズふるさとの遺産



9 月定例会



麻生金山跡 (上麻生地区)

仙岩山を目指して麻生路を行くと、「麻生金山」と記したバス停があります。近くの山すその雑木林の中に横穴があり、アーチ型に石を組んだ正面に「主要坑道」の文字が見えます。明治 41 年から昭和 18 年頃まで、断続的に採掘が行われました。宇佐に金が産出されたことを証明する貴重な文化遺産です。

＝おもな内容＝

- ☐ 補正予算等可決 1 ページ
- ☐ 市政一般質問 2 ～ 6 ページ
- ☐ 常任委員会審査報告 7 ページ
- ☐ 市民の声 8 ページ
- ☐ 特別委員会委員一覧表 8 ページ

平成一六年度第四回定例会が九月七日開会され、右の議案のほか条例案三件可決、平成一五年度水道事業会計決算案を認定、公用車による交通事故に係る損害賠償の額と道路管理上の瑕疵による事故の和解及び損害賠償額など三専決処分案を承認しました。さらに、土地改良法による土地改良事業計画の変更案、県土地改良総合整備事業に伴う字の区域の変更案など議決しました。

その他、勤労者福祉協会と宇佐八幡駐車場の経営状況の報告、郵政公社の民営化に反対する意見書など三意見書案を可決しました。

また、平成一五年度歳入歳出決算特別委員会委員を選出し、九月二九日閉会しました。

- ◎ 平成一六年度一般会計減額補正案（総額一八七億九千三十三万三千元）、
 - ◎ 国民健康保険事業特別会計減額補正を含む五特別会計補正予算案可決
 - ◎ 旧長洲高等学校跡地（市有財産）の吉用学園への貸付け案議決
- イオン九州の宇佐市進出に対する反対陳情書、賛成要望書受理

市政一般に 対する質問

イオン出店問題について

質問 高橋宜宏

問① 行財政改革について。

(1) 三月議会で職員の退職時特別昇給の問題点を指摘したが、その後の見直しは。

答 六月に市職労に対し申し入れを行った。来年度より改善を見込んでいるが、今年度三月三十一日に該当する部分もあり、早期決着に向け協議中。

△提言▽退職時に三階級無差別特進は九州でも五団体しかない異常な制度。合併までには、国や県と同じように全廃するか、せめて安心院・院内両町と同一レベルの一号級にすべきだ。

(2) 形骸化した審議会・委員会の改革について過去幾度となく提言してきたが、その後の見直し状況は。

答 現在新市の例規の見直し作業に着手。法律に基づいたものは基本的に残すが、形骸化したものは廃止。一人が多数の審議会・委員会に兼任することの解消や、女性の登用率の向上、一般公募の採用などの改革に努める。

(3) 行革の一環で平成一〇年度から実施している「一課一改善運動」だが、職員が政策提言する際に金賞一万円、銀賞五千円が設けられ、提案者全員に千円を出しているという。職員が政策を提案する

第四回定例会における一般質問は九月一五日、一六日、一七日の三日間にわたって、一人の議員から質問がこなされました。

のは当然のことで、報奨金を出すという発想はおかしいのでは。

答 議員の指摘はもつとも。ただ、これまでに金賞の該当者はなく、厳しい審査で望んでいることを理解してほしい。

問② イオン九州出店問題について。

(1) 日本型の商店街は買い物の利便を図るだけでなく、「地域コミュニティの核」となって地域社会を支えている。高齢化が進む中、重要性がより増している。当局は商店街の重要性を認識しているのか。

答 自覚している。

(2) 総合計画や基本計画、あるいは町づくりの視点からでも、大型店をどこにどのように誘致するという理念や構想は宇佐市にあるのか。

答 総合計画等には盛り込んでいない。盛り込めば規制をかけることになるので、多方面から検討していく必要がある。

(3) 市に理念・構想がないばかりに大型店の出店計画が持ち上がるたびごとに右往左往している。「大店立地法」は大型店の出店規制が緩和されたが、町づくり三法の一つ「改正土地計画法」は地区計画の中で、地元の自治体の判断で規制を設定できる。地区計画を検討したことは。

答 地区計画の策定もしていないし、話し合ったこともない。

△提言▽商業地区を今後どう構築していくのか、あるいは地元商店と大型店との

共存共栄をどう図るのかなど、将来を考えて地区計画を立てる必要がある。行政がもっとイニシアティブを取るべきだ。

イノシシ被害の現状と対策について

質問 尾島彦彦

問① 農業問題について。

(1) 相次ぐ大型台風による被害状況と被害農家への救済対策は。

答 台風一六号・一八号の農業被害は総額七億一千万円程で、水稻被害が七割を占めている。金融支援策として現行の農業制度資金によるほか、天災融資法が発動されれば天災資金での対応も可能。

(2) 地場農産物の生産拡大と地域消費システムの確立について。

答 土地利用型作物を中心とした野菜・果樹の作付拡大を図っており、今後は販路と消費の拡大推進に努めたい。

(3) イノシシ被害の状況と対策は。

答 水稻被害面積二二四 a、減収量二六一三 kg。対策として電気牧柵の補助事業を行っている。

イノシシ捕獲事業として猟友会へ捕獲箱の設置委託を行い、年間二五頭前後を捕獲。また県内一斉有害鳥獣捕獲事業も実施されているが、確



実な有効策がないのが実情。

問② 市町合併について。

(1) 新市建設計画の途中改正は。

答 変更に関係する地域審議会の意見を聴き、県知事と協議したのち、議会の議決により変更することができ。

(2) 地域審議会の役割りと委員の身分について。

答 設置区域に係る新市建設計画の変更および執行状況ならびにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し答申することなどで、身分は非常勤特別職となる。

(3) スポーツ大会出場補助金は。

答 支給基準について、現行どおり実施する方向で調整を行っている。

問③ 介護保険において要支援・要介護一を在宅サービスから除外する案があるようだが。

答 現在、介護保険制度の改革が検討されており、その中で自立支援に繋がる介護サービスのあり方と要支援・要介護一の利用者の介護予防へのシフト変更等が主に検討されている。改革によって、認定者や事業所が混乱しないよう対応したい。

健康な自立高齢者づくり「そ急務」

質問 秋吉瑞枝

問① 健康な自立高齢者の割合を引き上げる今後の具体策は。

答 現在、六五歳以上は一万二千八二〇

人でその内、自立高齢者は九千八九〇人。「介護予防教室」や「高齢者学級」への参加推進や、合併後速やかに現在版「健康宇佐二」の評価結果が反映された新計画を策定する。

問② 「老人学級」等へ具体的な研修課題を提示すると共に、公民館やコミュニティセンター等の利用料半額補助を福祉団体のみに限定せず、自発的な「健康、生きがいづくり」等に拡大し、常設の作品展展示場（即売）を設置して健康増進、生きがい活動を推進することが必要では。

答 利用料については合併後三市町で検討する。材料費など必要経費としての即売は営利目的に繋がらず公民館利用は可能。

問③ 高齢者の徘徊や所在不明等に、防犯対策の連携強化を。

答 今年から地区ケア会議をその都度開催し、関係者が一堂に会し迅速かつ適正な対応をするよう図っている。

問④ 増加傾向の青・壮年期の「ひきこもり」について対応ガイドラインに添った精神保健福祉施策の充実を。

答 家族教室の開催など県に要請するとともに、九月下旬予定の県主催「地域支



＝ 筋力トレーニング指導 ＝

援推進会議」への協力や、保健所と連携し対応マニュアルの活用を図り充実したい。

問⑤ コミュニティ福祉バスの運行は急務。進捗状況は。

答 二方法あり、どの方法が妥当で可能であるか研修中。

問⑥ リストラや企業合理化による市内の大量失業、中・高齢者の就労対策強化を。

答 関係諸団体と協議中。トライアル雇用事業の活用と国・県に強化を要望したい。

宇佐地区大善寺橋の架け替えを早急にすべきではないか

質問 広岡利公

問① 大分国体が四年後に開催されるが、宇佐市は相撲とバスケットの会場に指定された。

(1) 相撲場内外施設の改善改修はどうなるのか。

答 相撲場は多少だが国体の規程にそぐわない部分もあるが、県の基本方針に従い、平成一七年度に整備を図っていききたい。また練習土俵やその他の施設も市準備委員会が協議を重ね計画していきたい。

(2) 四年後の国体に向け選手やコーチの育成強化を図るべきと思うがどうか。

(3) 各種のクラブにおいて優秀な選手には奨励金でも出してはどうか。

(4) 大分国体のこの機会に、日本を代表する相撲場にすべきと思うがどうか。



＝ 総合運動場相撲場 ＝

答 宇佐市は国体だけでなく、大学・高校相撲の二つの全国大会を毎年開催しており、今後、日本相撲連盟や大分県相撲連盟と協議を行い、施設整備計画を策定する中で相撲場として日本を代表する施設を目指し、整備を考えている。

問② 宇佐地区大善寺橋の架け替えを早急にすべきではないか。

(1) 大善寺の市営住宅は旧町時代に建設され、自前の橋は造ってなく、大善寺の橋を利用して現在の現状である。来春は合併となり、今期中に計画すべきと思うが。

答 大善寺橋は昭和一〇年九月に架設され、ほぼ七〇年の歳月が経過し、老朽化が著しく、大善寺住宅一六世帯や、大善寺関係者並びに、国指定重要文化財等の見学利用者にも不便をかけている。橋の架け替え等につきましては、新市建設計画により、実施に努めていきたい。

介護保険料と給付費について

質問 和氣敏彦

問③ 宇佐市にイオンの進出が決まりそうだが市長の考えを聞かせてほしい。

答 イオン九州より上田、畑田地区に総合スーパーとホームセンターを融合した出店の意向が示された。宇佐市としては大規模小売店舗立地法が施行されて以降このような施設の進出は初めてであり、市としては市民各層・各団体等の意見を聞くため大型店舗進出検討委員会の設立を図り、様々な角度、視点からご意見を拝聴しそれを踏まえて、判断していく。

問① 合併に伴う三市町の総合計画は。(1) どのような手法でなされているか。

答 新市の総合計画策定は、合併後、総合計画審議会を立ち上げて策定する。整合性を保つため、新市建設計画を基調として作成することになる。

(2) 「まちづくり条例」の制定は。

答 「まちづくり条例」は、「自治基本条例」と解する。であれば、執行機関、議会、住民がそれぞれの立場で自治運営に係わることになる。専門組織の設置や、基盤整備、市や市民の意識改革など基本的整備が必要。現状での制定は困難。

問② 介護保険制度について。

(1) 介護保険料と給付費について。

答 要介護認定者数は年々増加。平成一六年八月時点で二千九二九人を認定。現保険料は、平成一五年から一七年度まで



＝ 福祉事務所 ＝

の介護給付費を推計。三年間で推計額を上回れば不足額として、次期改定期で穴埋め補填する。現在の状況で推移すれば次期改正時には、大幅な見直しは避けられない。介護費用の適正化のため、事業所への立ち入り調査を実施する。介護サービスの適正利用の確保、筋力アップ体操を中心とした介護予防教室の実施など、鋭意努力していく。

(2) 介護計画に対する国の方針について。

答 国からの制度改革に伴う最新情報として、介護予防をさらに重視することと自立支援に繋がるサービス提供が強調されているが、具体的にはこれから検討。

(3) 福祉事務所の事務改善は。

答 事務が多様化し、複雑化している。現在、国や県からの権限移譲もあり、また指摘事項もあるため、対応できるように

な事務体制を検討している。

(4) 社会福祉協議会の合併について。

答 「宇佐両院地域社会協合併協議会」を設置し、平成一七年三月三十一日に合併の予定で作業を進めている。中味は、新社会協の名称、事務所の位置、事業の内容など一七項目にわたって協議を進めている。市も「宇佐両院地域市町村合併協議会事務局」を通し、協議を進める。

市町村合併と三位一体改革について

質問 佐藤治巳

問① 三・二兆円に及ぶ国庫補助金の削減案に対する市長の見解は。

答 今後の具体化においては、国の財政再建を先行させることなく、地方交付税のあり方や国による関与・規制の見直し等を含め、地方の意見を確実に反映すべきと考える。

問② 税源の移譲と言っても地方の人口に応じて相当の格差があるが、細部の議論は行われているのか。

答 総務省から、税財源の偏在に対応するため、国庫補助金の削減・税源移譲に伴い地方交付税による財源調整の必要性が指摘されている。

問③ 新宇佐市の財政力、経常収支比率はどうか。

答 市町村の財政力を示す指数として、平成一四年度の決算では宇佐市が〇・四五三、院内町が〇・一七〇、安心院町が〇・二〇四であり、三市町とも県下の平

均を下回っており、財政力に乏しい状況である。経常収支比率は、三市町の直近の決算統計では九七・五％と推計される。

問④ 新宇佐市の合併特例債はいくらか。またその使途は議論されているか。

答 合併後一〇年間で総額一七五億円程度見込んでいく。その使途については、新市建設計画の策定作業の中で議論してきたが、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減など市町村財政を取り巻く環境が一層厳しくなり、今後、新市の当初予算に向けた作業の中でしっかり協議を行う。

問⑤ 市町合併に伴って議場の改築を行うようだが、ウサノピアを二年間利用するということではいけないのか。



＝ 市議会議場 ＝

答 新市の議場は、市政の重要事項を審議する場として適切な議員席、傍聴席等の確保と放送・録音等の付帯施設の完備が重要であり、その点から既存の議場を使用できれば最も望ましいと考える。なお、ウサノピアの小ホール等では本会議場としては、機能面から難しいと思われる。

問⑥ 新宇佐市の議会を情報公開し、市民に市政運営の理解を求めるため、少な

くとも本庁ならびに院内町、安心院町各支所に本会議・委員会のモニターテレビの中継を改めて提言する。

答 議会に留まらず、市全体の情報公開の重要性は十分認識しており、今後とも議会本会議等のモニターテレビ中継については、市民に対する情報公開のあり方も含め、合併後、議会とも協議していく。

児童館を中心に子育て支援の充実を

質問 今石靖代

問① 宇佐市は、不妊治療の助成や、病後児保育の応援などすぐれた取り組みもあるが、保育料が高く、医療費無料化も進まないなど、決して子育てしやすい環境とはいえない。さらに、地域の子育て支援では、未だ児童館建設が具体化されず、支援センターも一カ所と不十分。「一〇カ年計画」が今年度までとめられるが、少子化対策の重要施策は何か。

答 児童館の開設、つどいの広場事業、子育て支援センターなど整備を考えている。児童館は計画の前期に造る。

問② 六歳まで医療費の無料化を実施すべきだが。

答 県が制度化を検討している。単独実施は難しいので、強く県に働きかける。

問③ 放課後児童クラブの現状は。

答 長洲小学校に一七年度から実施の方向。その他は支援計画で明らかにしたい。

問④ 県の再三の指導があるのに、無認可保育園の健康診断などしないのはなぜ。

答 認可、無認可を問わず、健康にかかわるの必要。実施にむけて努力する。

問⑤ 北部中学校の建設は寄附に頼らない予算措置を。

答 寄附の問題があれば、法の主旨に基づいた協議と指導を行なう。

問⑥ 福祉バスはお年寄りの出かける手段として、さらに介護予防の意味からも重要事業だ。準備はどう進んでいるか。また他の事業で、合併までの調整はどう進んでいるか。

答 合併後、速やかに実施できるよう先進地を調査し、三市町の意向をまとめている。その他も「サービスは高く、負担は低く」の理念で調整している。

問⑦ 小型合併浄化槽の補助枠の拡大をすべきだがどうか。また、募集方法に苦情が多いが改善策は。

答 限られた財源だが、設置基数を増やすよう努力する。募集方法については、公平にするために協議をする。

問⑧ 市営プールの改修と紫外線対策にどう取り組むのか。

答 老朽化しているが、改修に努力している。日陰箇所の設置の要望にも応えていく。

防災対策について

質問 中島孝行

問① 宇佐市総合計画の防災について。

(1) 宇佐市総合計画の危険箇所一一〇箇所の改修進捗状況は。

答 改修整備率としては一〇％程度であるが、今後とも関係機関の協力を仰ぎながら整備の向上に努める。

(2) 総合計画策定後、新たに危険箇所の発生はないか。

答 平成一五年五月二七日付け、法等の改正により、人家五戸未満についても追加調査対象となり、危険箇所総数一一〇箇所が三〇九箇所に変更となった。

(3) 近年市内各集落で老朽化した空き家が多くなっているが、台風等の風水害時に周辺への影響は懸念されないか。

答 老朽空き家の問題については、災害時のみならず倒壊や火災の恐れも考えられる。市民から要望があれば、建築指導課を通じて所有者に対し、管理指導をおこなっている。

問② 宇佐市災害等、危機管理体制について。

(1) 危機管理体制マニュアルの周知徹底状況はどうなのか。

答 危機管理体制マニュアルの配布時に各職員へ心得を文書にして、通知しており周知徹底が図られている。

(2) 危機管理体制マニュアルに沿った訓練範囲と回数は。

答 現実に年間五〜六回程度、危機管理体制に基づいた体制で活動しており、現在のところ訓練等は実施してない。

(3) 防災無線の機能等に問題はないか。

答 防災無線については、市民からの意見も寄せられており、設備点検時に音量やスピーカーの方向調整等に対応する。

問③ 合併により人口は六万を越え、よ

り広い地理的条件の異なる宇佐市となる同時により高度なそして、迅速な危機管理体制の構築が求められるが、新宇佐市誕生時の危機管理体制は。

答 合併後は、広大な地域に対応した危機管理体制の構築が求められている。現在の三市町の地域特性を考慮した危機管理体制の実現と運用のために、合併に向けての協議の中で体制作りを進めている。

「安全・安心まちづくり条例」の展開は

質問 三浦長男

問① 長崎県の小学六年女児の殺人事件は、インターネットによるトラブルが原因であった。モラル指導等はなされているか。

答 以前より、パソコン等の使用上のモラル指導をしているが、この事件が起きてから、校長会において再度モラル指導するよう指示した。

問② 県下一斉学力テストが行われたが、宇佐市の成績は昨年に比較してどうだったか。

答 小学校は総合的に見ると県下でトップの状況にある。中学校においても、数学の偏差値が昨年度よりも二・一ポイント上がっており、国語は、昨年とほとんど同じ結果で、英語は一・六ポイント下がっている。

問③ 「宇佐市安全・安心まちづくり条例」について。

(1) 主要市道の街灯は、なぜ、設置され

ている自治区が維持管理をしなければならぬのか。

答 今後、主要道路で新設改良時の要望等に基づき設置の必要性があるものについては、市で新設し維持管理をしていく。

(2) 市内には携帯電話が繋がらない場所がある。緊急通報のためにも通話「圏外」をなくすべきでは。

答 補助事業として、移動通信用鉄塔施設整備事業がある。この事業については、携帯電話事業者が負担する分が大きいので、県を通じて携帯電話事業者への働きかけを行っていく。

(3) 災害時には小学校の体育館が避難場所指定されているが、老朽化がはげしく、設備も不十分である。避難場所として改善していくべきでは。



＝ 駅館小学校体育館 ＝

答 一挙に改善することは困難であるので、学校や教育委員会と協議していく。

問④ 成年後見制度が発足してから四年が経過したが、利用者が極めて少ないという。現在までの宇佐市の実績と今後の課題は。

答 宇佐市の後見登録者は、法改正時点は一〇人、現時点では三九人と増加している。なお一層制度の周知に努める。

台風対策の今後の課題を問う

質問 齊藤文博

問① 宇佐市発注の公共工事で、設計や工事内容に手直しはどの程度あるのか。また、その処理方法は。

答 ここ数年では、審査段階での違算が若干あった。また、舗装工事で路肩盛土等の転圧不足による手直しが数件あった。ミスがあった場合は検査時に業者へ修補指示をし、再検査を実施している。工事費は請負業者負担になる。

問② 災害対策について。

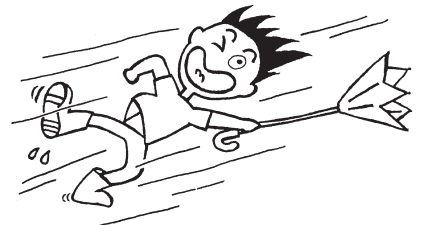
(1) 台風一六号、一八号の災害対策本部設置はどのようになされたのか。また、その結果の自己評価は。

答 宇佐市地域防災計画書に基づき対策本部を設置した。設置の効果は上がったと考えている。

(2) 駅館川に洪水警報発令ができたが、基準になったものは何か。また、寄藻川や伊呂波川の推量把握はできていたのか。

答 駅館川の洪水予報は大分県と気象台

が平成一六年六月一日実施後初の警報であり、川に設置した水位計の数値と予測雨量をもとに発表した。また、寄藻川や伊呂波川は県によって水位の自動監視装置が設置されており、情報提供を受けている。大雨などの場合は職員や消防団員が警戒を行っている。



(3) 今回の台風対策で、今後の課題は。

答 避難所として小学校の体育館を使用したのが老朽化やトイレの問題があった。自主避難の段階で過ごしやすさも考えた避難所を検討している。

△提言▽災害対策に努力は認めるが、まだまだ認識があまりいのではない。また、避難所としては消防コミュニティセンターを有効利用すべきではないか。

問③ 「広報うさ」について、市民が読んでいる割合予想は。また、内容についてどのような工夫や努力をしているのか。今後、見直しの必要性は。

答 ページによって異なるが、かなりの方が目を通していていると思う。人権の記事に小見出しを入れての編集や対談記事を増やし、年六回は二色刷りをしている。今後、色々な角度で情報発信をする。

市民の命と暮らしを守る市政を

質問 用松律夫

問① 憲法九条が重大な試練に立たされているが、市長は市の公務員のトップとしてこれを守る先頭に。

答 恒久平和を守る立場を貫く。

問② 平和を守るため、戦争遺跡を中心に「野外平和博物館」構想の具体化を急ぐべきだが。

答 概念は有効と思われるので検討したい。

問③ 台風被害の救済策はどうするのか。

答 国や県の制度の活用で対応したい。

問④ 大型店の建設予定地は第一種農地であり、農地法では原則として転用できないことになっているので、認めるべきではないが、どうか。

答 非公開なので答えることはできない。

問⑤ 市が進めている四日市中心市街地活性化計画や空き店舗対策補助事業と相容れないのではないか。

答 影響はわからない。私達がすすめている商工会議所の立場を尊重すれば苦しい立場にある。

問⑥ 日田市の大石市長のように反対の先頭にたつべきではないか。

答 市民の方々の意見を聞き、部課長の協議を経た後、判断したい。

問⑦ 住宅リフォーム助成制度の早期実施すべきだが、どうか。

答 効果が大きいことは認識しているが、お金がないのでできない。

問⑧ お金がないと言いながら、企業のために四千六〇〇万円の借金をして無利子で貸す補正予算を組んでいるではないか。

答 現状は、予算が無いのでできない。

問⑨ 地方自治法では一般廃棄物の処理を市町村に義務付けており、広域でやるべきでない。また、爆発事故も相次いでおり、大型化や溶融炉方式も白紙に戻し、見直すべきではないか。

答 一部事務組合のことは答弁を控える。

問⑩ 経済的理由による国保の申請減免制度の柔軟な適用と徹底を。

答 一〇月から実施し、広報で周知・徹底する。

問⑪ 北馬城地区の水道の断水問題はいつまでに解決するのか。

答 現在の一六mm口径の水道管を七五mm口径に変える工事を九月中旬に発注する。

問⑫ 地元では七五mm口径では小さいので不安だ、一〇〇mm口径にという声があるが、その場合いくら予算がかかるのか。

答 七五mmで十分だ。

問⑬ 政治倫理条例の早期制定を。

答 議会と協議していきたい。

議会を傍聴しましょう

二月定例会の日程(予定)は次のとおりです。
開会(議案上程) 二月二日(午前十時)

一般質問 二月二〇日(午前十時)

一般質問 二月二三日(午前十時)

一般質問 二月二四日(午前十時)

閉会(採決) 二月二二日(午前十時)

常任委員会 審査報告

総務

議第六二号「平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」は、職員の退職による退職手当と宇佐市横綱双葉山定次顕彰事業基金条例の廃止に伴う減債基金の積立金などの増額であり、可決しました。

議第六九号「市有財産の貸付けについて」は、大分県から譲与を受けた旧長洲高等学校跡地の有効利用を図るため、学校法人吉用学園に無償で貸し付けるものであり、可決しました。

議第七二号「専決処分の承認を求めることについて(平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第三号))」は、印刷機借上と戸籍記載システムリースの債務負担行為の追加であり、承認しました。

請願第一〇号「日本郵政公社の民営化に反対する意見書提出の請願」は、現在郵政事業は国民に広く公平なサービスを提供する身近な機関として支持されており、民営化反対の請願の趣旨を認め、採択しました。



平成一六年九月第四回宇佐市議会(定例会)において付託されました議案等について慎重審査の結果、つぎのとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

文教福祉

議第六二号「平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」は、法改正に伴う対象者増により、児童手当などを増額であり、可決しました。

議第六三号「平成一六年度宇佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)」は、歳入補正として、繰越金の増額、国民健康保険税などの減額であり、歳出補正の主なもの、保険給付費の増額、老人保健拠出金を減額するものであり、可決しました。

議第六六号「平成一六年度宇佐市介護保健事業特別会計補正予算(第一号)」は、歳入補正として、国庫支出金、支払基金交付金などの増額であり、歳出補正の主なもの、基金積立金、諸支出金を増額するものであり、可決しました。

議第七二号「専決処分の承認を求めることについて(平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第三号))」は、駅川公民館完成に伴う平成一六年度駅川公民館管理警備委託の債務負担行為の追加であり、承認しました。

産業経済

議第六〇号「宇佐市横綱双葉山定次顕彰事業基金条例の廃止について」は、当

該基金の廃止に伴い、当該基金を起債に充当することで本条例は必要ないものと認め、可決しました。

議第六一号「宇佐市自立経営農家育成基金条例の廃止について」は、この一〇年間、申込者もない状況で、また県の制度で十分対応できることから本条例は必要ないものと認め、可決しました。

議第六二号「平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」について「は、園芸産地改革促進生産対策事業、富山地区は場整備事業、誘致企業工場建設事業貸付金等の増額であり、可決しました。

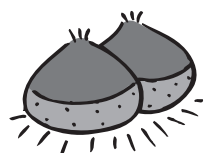
議第六五号「平成一六年度宇佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)」について「は、歳入補正として財産収入の増額、歳出補正として農業集落排水費、公債費の増額と、総務費の減額であり、可決しました。

議第七〇号「宇の区域の変更について」は、県営土地改良事業に伴い、字界を変更するものであり、可決しました。

議第七一号「宇佐市営土地改良事業の計画変更について」は、中山間地域総合整備事業について、その整備面積を変更するものであり、可決しました。

議第七二号「専決処分の承認を求めることについて(平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第三号))」は、長洲漁港漁業集落環境整備事業の繰越明許費の新設と、農道舗装事業資金の元利償還に対する補助金の債務負担行為の追加であり、承認しました。

建設環境



議第五九号「宇佐市特定公共賃貸住宅条例の制定について」は、中堅所得者向けの市営住宅が今年度別府に完成するため、その設置及び管理に関する事項を定めるものであり、可決しました。

議第六二号「平成一六年度宇佐市一般会計補正予算(第四号)」は、道路災害復旧費等の増額補正と、着工の遅れにより、今年度の葬斎場新設事業費を減額するものであり、可決しました。

議第六四号「平成一六年度宇佐市公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)」と議第六七号「平成一六年度宇佐市水道事業会計補正予算(第一号)」は、いずれも必要な補正と認め、可決しました。

議第六八号「平成一五年度宇佐市水道事業会計決算の認定について」は、給水収益・給水人口とも、ほぼ横ばいとなっているが、今後ダイハツ関連企業の進出により需要の増加が見込まれることから、さらに安定供給に努められるよう要望し、認定しました。

議第七二号「専決処分の承認を求めることについて」は、葬斎場新設事業の着工の遅れによる債務負担行為の追加であり、承認しました。

市民の声

「みんなで住みよい
新宇佐市を！」

合併後はますます高齢者の率が高くなるそうでございます。

私は、ある団体の代表なので、様々な審議会や委員会に出席しますが、委員のほとんどは高齢な人達です。その上、私を含めて永年と顔ぶれは変わりません。

もっと若い人達の参加が必要ではないでしょうか。

しかし、委員会は平日の昼間に開催されますのでお勤めをしている若い人達には無理なことです。

そこで、提案ですが①安心して出席できるよう事業所自らの職場の環境整備とともに宇佐市が理解を求めること②委員会などの開催日は、土・日曜日または一八時以降にするなど、旧態依然を容認することなく、老若男女が均等に委員に任

「市民の声」にみなさんの
声、意見を寄せて下さい。

(原稿は 400 字以内)

問い合わせ、送り先

宇佐市大字上田 1030 番地

議会事務局 ☎ 3 2 - 2 3 2 8

❖ ❖ お知らせ !! ❖ ❖

どなたでも議会や委員会の傍聴ができます。ただし、委員会は場合によっては傍聴はできないこともありますので、事前にお問い合わせください。

議会事務局 ☎ 3 2 - 2 3 2 8

命できるように新宇佐市では多いに検討して頂きたいものです。
かく言う私も高齢なので、早くバトンタッチをして、もっと若い人達に様々な分野で市政に貢献してもらいたいものだと思います、老婆心ながら寄稿しました。議会も共に是非一考して下さいませ。

(法鏡寺 七七歳 女性)

特別委員会委員一覧表

九月定例会において、決算特別委員会を設置しました。委員名は下記表のとおりです。

委員会名	委員名 (◎委員長 ○副委員長)			
決算特別委員会 (15 名)	◎佐藤治巳 今石靖代 中島孝行 林 寛	○栢田敏彦 和氣敏彦 木下一夫 高橋宜宏	用松律夫 山本央俎 三浦長男 尾島保彦	奥田元生 森本了介 秋吉瑞枝

編集後記

九月議会は、台風一八号襲来の日に開会し、二一号襲来時に閉会となりましたが、その僅か数日の間に、宇佐市の基幹産業（農業）は無残な状況に激変し、自然の怖さを再認識させられた。

そして、二二号の被害は日本中央部から北海道までの広範囲に及び、各地に大きな被害をもたらした。

さらに、夏は記録的な猛暑が長期間続き、人間を釜ゆでにするかの様であった。

新潟、四国の集中豪雨から最近までの自然現象は、環境破壊が止まらぬ日本人への警鐘に思えてならない。

私たちは、美しい四季と豊かな恵をもたらす日本の環境破壊が、自然からの警鐘を受けるまで進んでいる事に気づき、早急に自然に対する気配りを、心がけるようにしたいものです。

(N)

